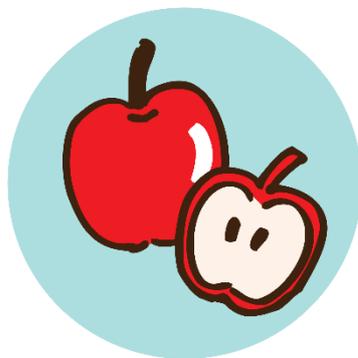
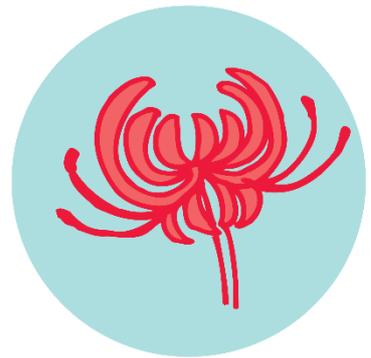


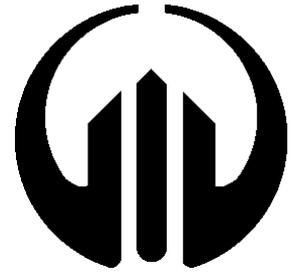
第6次川崎町総合計画(案)

福岡県 川崎町



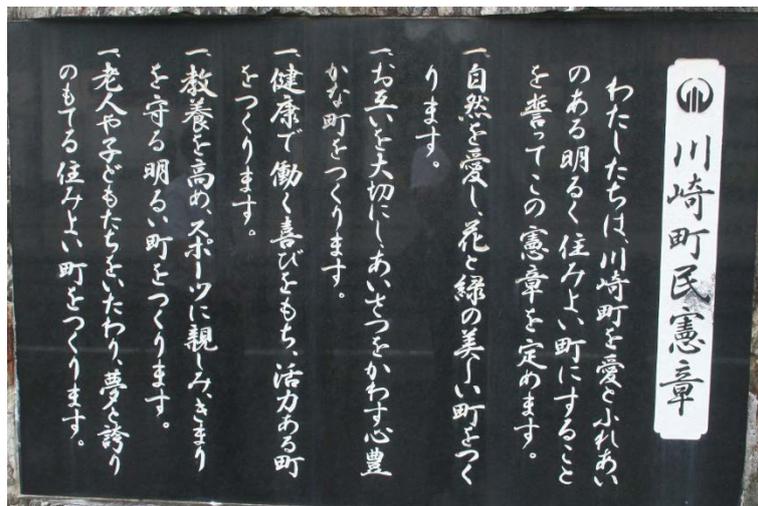
2020 ▶ 2029

川崎町民憲章



わたしたちは、川崎町を愛と
ふれあいのある明るく住みよい町に
することを誓ってこの憲章を定めます。

- 一 自然を愛し、花と緑の美しい町をつくります。
- 一 お互いに大切にし、あいさつをかわす心豊かな町をつくります。
- 一 健康で働く喜びをもち、活力ある町をつくります。
- 一 教養を高め、スポーツに親しみ、きまりを守る明るい町をつくります。
- 一 老人や子供たちをいたわり、夢と誇りをもてる住みよい町をつくります。



ごあいさつ



第6次川崎町総合計画の策定にあたって

川崎町は、昭和13年に町制を施行し、平成30年には80周年を迎えました。

昭和46年以来、本町は5次にわたりまちづくりの指針として総合計画を策定

して参りましたが、第5次総合計画の計画期間の最終年度である令和元年度を迎え、これからの社会情勢の変動や本町の課題に対応していくため、「第6次川崎町総合計画」を策定いたしました。

第5次総合計画では、「住みたい、住みつづきたい～川崎町～」をまちづくりの目標に掲げ、その実現に向けて多様な取り組みを実施してまいりました。

しかしながら、現在の日本は急激な少子・高齢化の進行、東京一極集中の継続により、特に若い世代の人口流出が進み、本町においても厳しい状況にあることに変わりはなく、将来にわたって活力ある川崎町を維持していくための取り組みは緩められない状況にあります。

こうした状況をふまえ、子どもからお年寄りまで、住民誰もが安心して幸せに暮らせるまちをめざすとともに、新しいまちづくりを進めていくため、「ReBorn！川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住みたい町へ」を将来像とし、10年先も住みたい町の実現に向けて「第6次川崎町総合計画」を策定いたしました。

「第6次川崎町総合計画」では、各分野の施策を体系的に示すとともに、新たに「重点プロジェクト」として6つのプロジェクトを掲げ、より実効性のある施策を推進してまいります。あわせて地方創生推進の根幹となる「第2次川崎町総合戦略」との整合性を図り、一体的に策定することで、住民、事業者、地域コミュニティ、町とが協働したまちづくりの方向性を示し、これらも住みたいと感じられるまちの実現に向けて総合的に施策を推進してまいります。

最後に、住民アンケート調査や住民ワークショップなどで貴重なご意見やご提言をいただきました住民の皆様をはじめ、総合計画・総合戦略策定委員の皆様、町議会議員の皆様、そして本計画の策定に携わっていただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

川崎町長 原口 正弘

目次

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第1部 序論 | 1 |
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の構成 | 1 |
| 3. 総合計画・総合戦略の計画期間と進行管理 | 2 |
| 第2章 町の概要等 | 3 |
| 1. まち | 3 |
| 2. ひと | 4 |
| 3. しごと・暮らし | 6 |
| 4. 社会潮流 | 9 |
| 第2部 基本構想 | 10 |
| 1. まちの将来像 | 10 |
| 2. 目標人口 | 11 |
| 3. まちづくりの基本目標 | 12 |
| 第3部 基本計画 | 13 |
| 1. 施策の体系 | 13 |
| 2. 重点プロジェクト | 14 |
| 3. SDGs（持続可能な開発目標） | 15 |
| 4. 基本計画 | 17 |
| 第4部 資料編 | 78 |

第1部 序論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成28(2016)年3月に「第5次川崎町総合計画」および「第1次川崎町総合戦略」を策定しました。両計画の計画期間が令和2(2020)年3月に終了することから、これまでの計画の成果を検証するとともに、社会環境の変化や基礎調査、住民アンケート調査や住民ワークショップ等の結果を踏まえ、新たな「第6次川崎町総合計画」および「第2次川崎町総合戦略」を策定するものです。

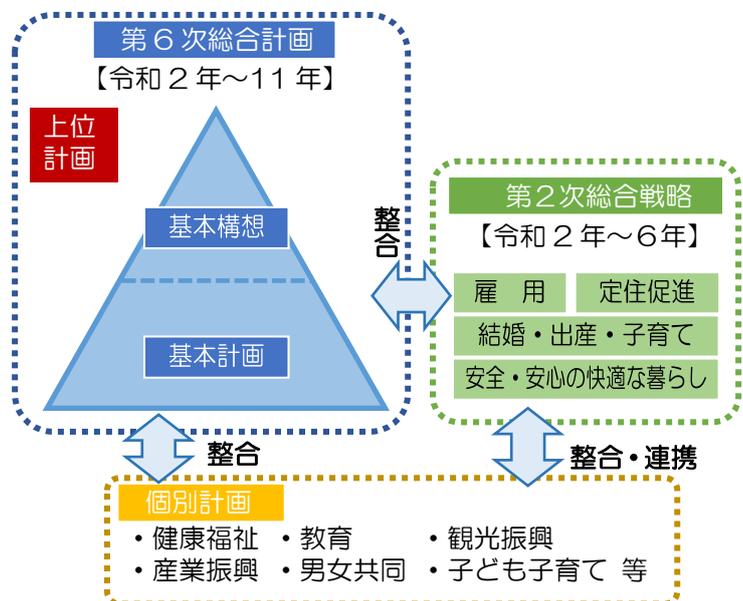
また、「第2次川崎町総合戦略」は、総合計画で定める計画のなかでも「雇用」や「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」分野の取組を重点的に進めることを目的に策定し、総合計画における主要施策として位置付け、一体的に考え、両計画を策定します。

2. 計画の構成

総合計画は、本町の将来のあり方を展望し、町民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに総合的な行政運営の指針となり、今後のまちづくりの基本指針となるものです。

平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の義務付けが廃止されていますが、本町では基本構想は議会による議決事項とし、また、総合計画は本町が定める各種計画の上位計画として位置付けます。

総合戦略は、総合計画を最上位計画として、その他各分野の個別計画との整合を図ります。



3. 総合計画・総合戦略の計画期間と進行管理

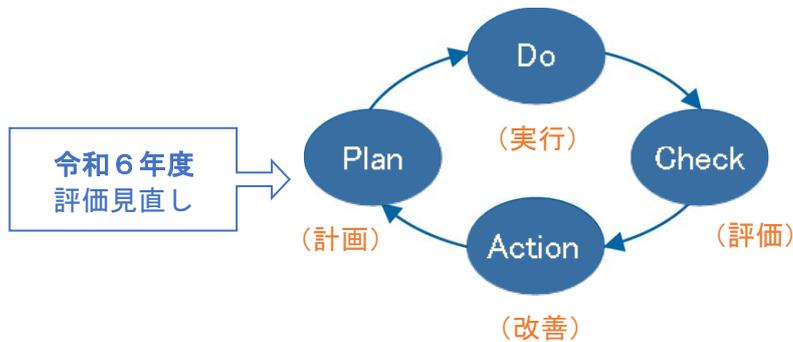
総合計画は、人口の目標をはじめ具体的な数値目標（KPI）を設定しています。その進捗状況を管理しながら計画を実行します。この進捗管理に併せて、施策の評価と担当課の整理を行うことで、業務の改善につなげます。

具体的な数値目標（KPI）は6つの重点プロジェクト、それぞれについて設定をしています。

■計画期間と施策評価■

| 令和 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | |
|------|---------------|-----|-----|-----|-----------------|------------|-----|-----|------|---------------------|--|
| 総合計画 | | | | | | | | | | | |
| | 前期計画 | | | | | 後期計画 | | | | | |
| 基本構想 | ← 基本構想：10年間 → | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | ← 前期：5年間 → | | | | | ← 後期：5年間 → | | | | | |
| 総合戦略 | | | | | | | | | | | |
| 総合戦略 | ← 5年間 → | | | | | | | | | | |
| 施策評価 | | | | | 評価 見直し 検証 | | | | | 次期 総合計画 策定時評価 | |

■進捗状況管理イメージ■



第2章 町の概要等

1. まち

本町は、福岡市と北九州市のほぼ中間にある筑豊地域の中で、やや南寄りに位置し、東西 4.9 km、南北 12.6 km、総面積 36.14 km²の南北に長い地形で、北は田川市、東は大任町・添田町、南は嘉麻市に接しており、周囲を山に囲まれた盆地の中に位置しています。気候は九州北部の内陸型で、気温は年平均 16.0 度、年間降水量 1,705 mmとなっており、風水害も少なく、みどり豊かな自然に恵まれています。

本町の地勢は、南部を中心とする山麓地帯と中元寺川流域からなる中部、北部地域に大別されます。南部は、豊かな森林資源を有し、農地と住宅地が点在しています。北部は、国道 322 号バイパス周辺に誘致企業が進出するなど、商業地域として開発が進みつつあります。

公共交通機関は、JR 日田彦山線が通っており、「JR 豊前川崎駅」と「JR 池尻駅」があります。西鉄バスも添田線が通っており、後藤寺から JR 添田駅に至っています。



2. ひと

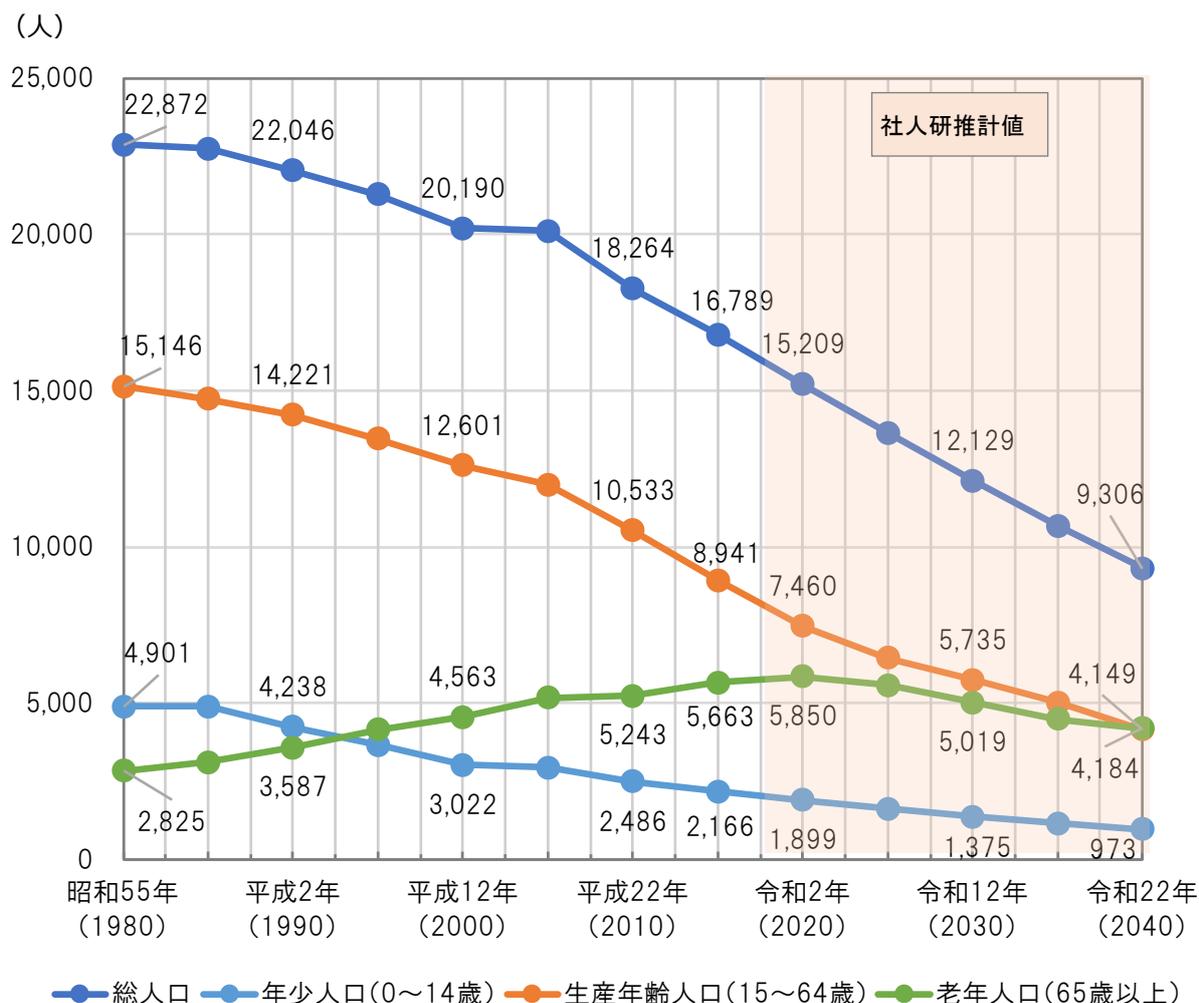
本町の人口は、昭和 55(1980)年の国勢調査時の 22,872 人から減少傾向で推移し、平成 27(2015)年には、16,789 人となり、昭和 55(1980)年から平成 27(2015)年の 35 年間で人口が 25%以上減少しています。

年少人口・生産年齢人口は減少し、老年人口は増加傾向となっています。その結果、平成 27(2015)年の年少人口は 2,166 人で平成 22(2010)年と比べて 12.9%減少しています。また、生産年齢人口は 8,941 人で 15.1%減少しています。一方、老年人口は 5,663 人で 8.0%増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、老年人口は令和 2(2020)年をピークに減少に転じると推測されています。なお、令和 7(2025)年には老年人口割合が 40.8%に上昇し、生産年齢人口が 47.2%に低下することから、老年人口 1 人を生産年齢人口 1.15 人で支えることとなります。

高齢化や人口減少が進行し、地域活力の低下が課題となっています。そのため、交流人口や移住者の増加を図り持続可能なまちづくりをしていく必要があります。

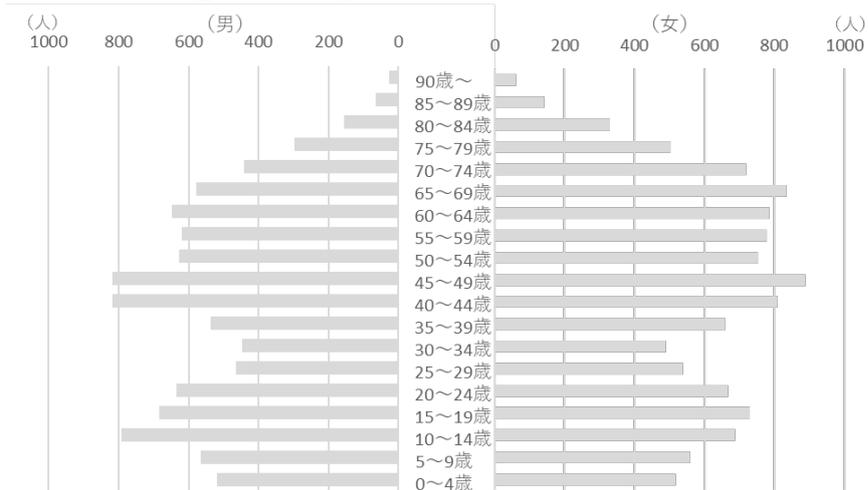
■年齢 3 区分別人口の推移と将来推計■



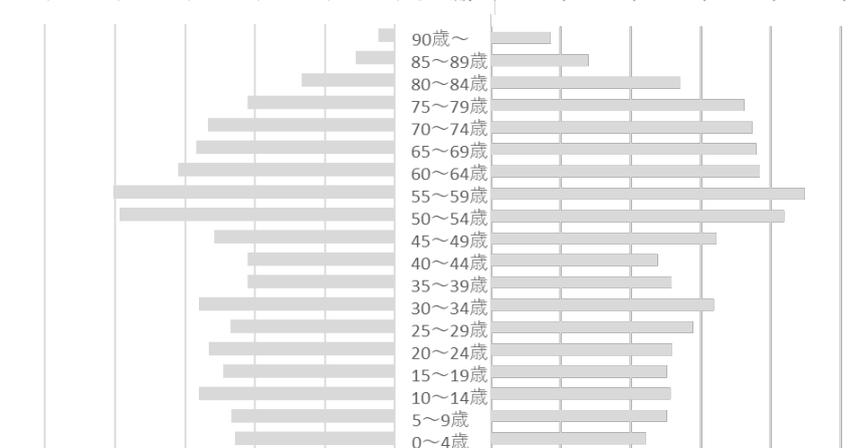
(資料)「国勢調査」「社会保障・人口問題研究所」

■人口構造の変化と推計■

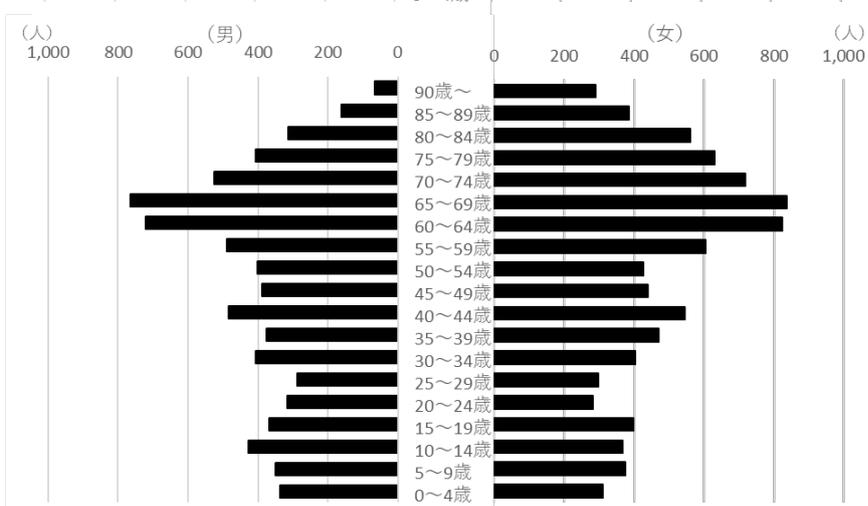
平成 7 (1995) 年



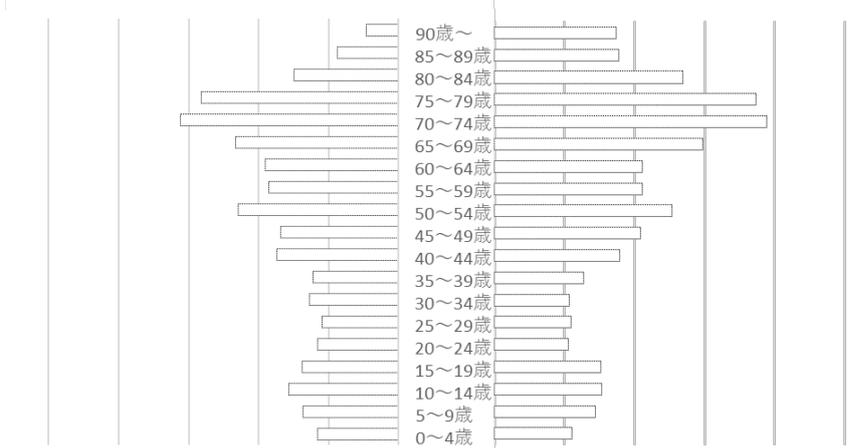
平成 17 (2005) 年



平成 27 (2015) 年



令和 7 (2025) 年 (推計)

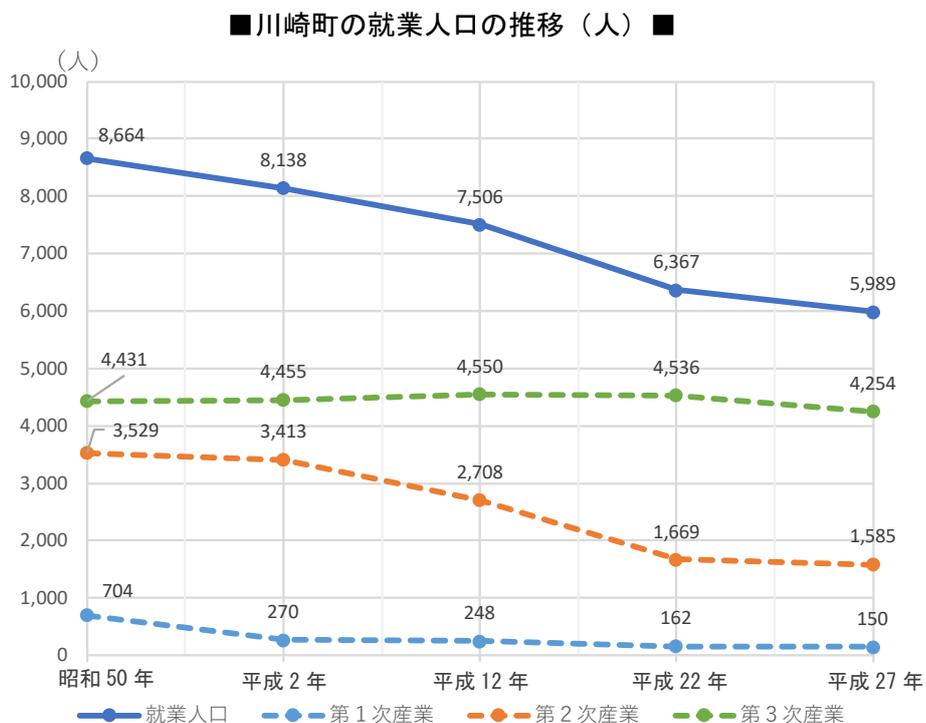


3. しごと・暮らし

(1) 就業人口

平成 12 (2000) 年には 7,506 人だった就業人口は、平成 27 (2015) 年には 5,989 人となっており、15 年間で約 2 割の減少がみられます。

特に農業については、現在の経営者の高齢化に加え、新規就農者が少なく、今後も減少していくことが見込まれており、農業の担い手の確保が課題となっています。



(単位：人、%)

| | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 12 年 | | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|---------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 |
| 就業人口 | 8,664 | 100.0 | 8,138 | 100.0 | 7,506 | 100.0 | 6,367 | 100.0 | 5,989 | 100.0 |
| 第 1 次産業 | 704 | 8.1 | 270 | 3.3 | 248 | 3.3 | 162 | 2.5 | 150 | 2.5 |
| 第 2 次産業 | 3,529 | 40.7 | 3,413 | 42.0 | 2,708 | 36.1 | 1,669 | 26.2 | 1,585 | 26.5 |
| 第 3 次産業 | 4,431 | 51.2 | 4,455 | 54.7 | 4,550 | 60.6 | 4,536 | 71.3 | 4,254 | 71.0 |

(資料) 「国勢調査」

第 1 次産業／農業、林業、漁業

第 2 次産業／鉱業、建設業、製造業

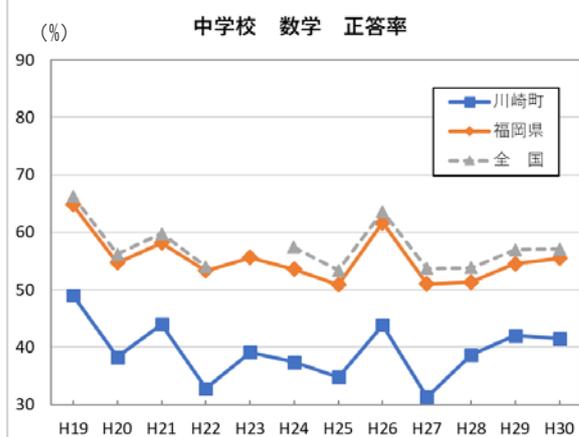
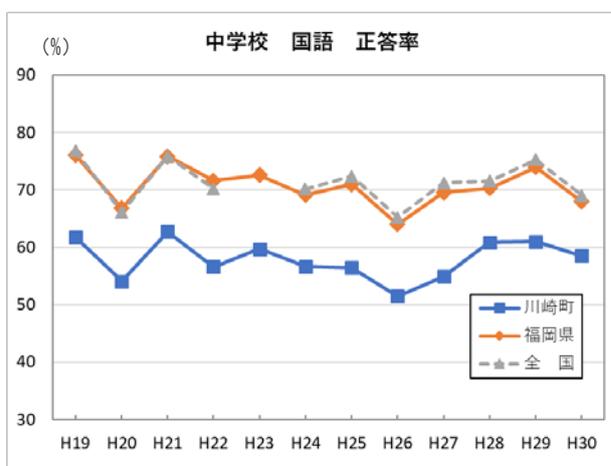
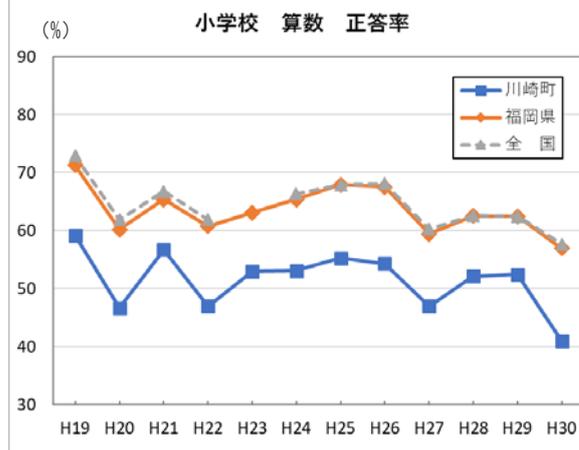
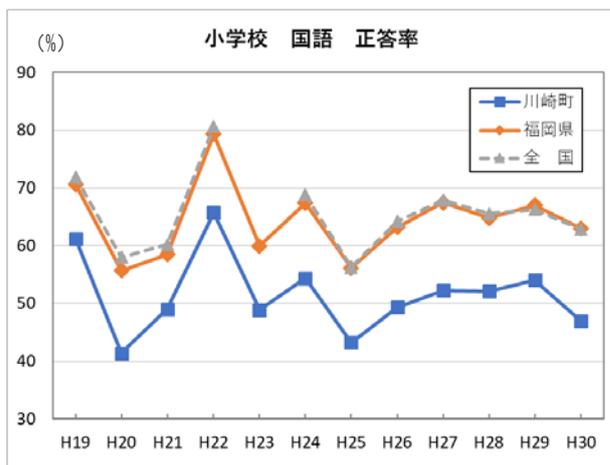
第 3 次産業／電気、ガス、熱供給、水道業、運輸・通信業、卸売・小売・飲食店業、
金融・保険業、不動産業、サービス業等

(2) 児童・生徒の学力

小学生は国語と算数、中学生は国語と数学で行われている全国学力調査の結果から、児童・生徒の学力の推移をみると、児童・生徒ともに本町と全国・福岡県との得点差が明確です。

児童・生徒の確かな学力を育むことが求められています。

■全国学力調査の結果の推移■



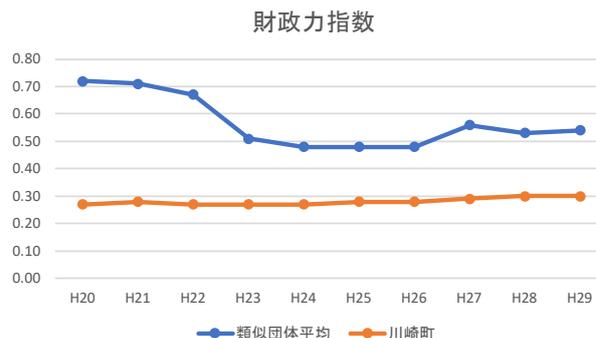
(資料)「全国学力・学習状況調査」

※H23年数値は公表なし

(3) 財政状況

財政力指数 数値が高いほど、自主財源（税収）が相対的に多いことを示します。

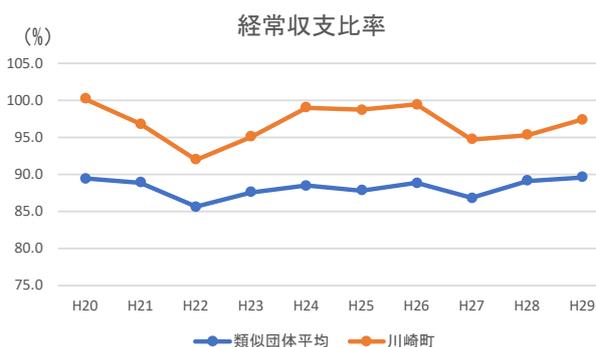
本町の財政力指数は、横ばいで推移していますが、福岡県市町村平均と比較し自主財源に乏しいことが伺えます。雇用促進などを図り税収の向上に努めることが必要です。



経常収支比率

数値が低いほど、自由に使うことのできるお金が多く、財政に弾力性があることを示します。

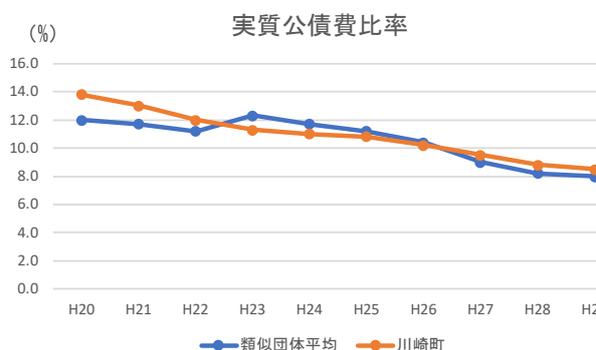
本町の経常収支比率は福岡県市町村の平均とほぼ同じ水準で推移をしていますが、数値は高い状況のため、経常的な経費を削減することが必要です。



実質公債費比率

数値が高いほど、収支のうち借金の返済に充てている割合が大きいことを示します。

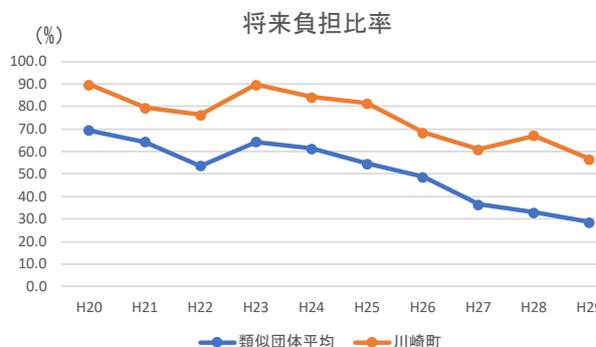
平成 13 (2001) 年度からの財政健全化計画による投資的事業の抑制により毎年少しずつ比率が減少しています。今後も投資的事業の見極めが必要になります。



将来負担比率

数値が高いほど、借金の総額が町の将来財政に大きな影響を与えることを示します。

平成 13 (2001) 年度から実施してきた財政健全化計画に基づく投資的事業の抑制による公債費の減少や充当可能基金の増加および連結実質赤字額の減少により状況が改善しています。今後も財政の健全化に努める必要があります。



(資料) 「財政状況資料集」

4. 社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少傾向に入っており、それと同時に少子高齢化も進行し、これらは深刻な問題となっています。

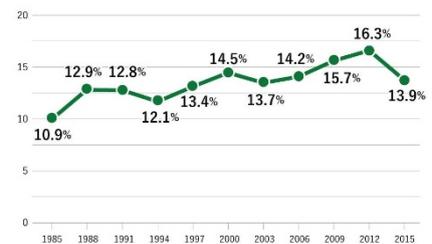
人口減少と少子高齢化の進行は、消費の低下や経済規模の縮小、社会保障費の増大、働き手の不足、地域コミュニティの維持困難など、多方面への影響が懸念されます。このような状況のなか、特に地方圏においては、その地域に住む人々（定住人口）だけでなく、その地域に縁故のある人々（関係人口）の力を借りて、課題解決や地域を活性化させていくことが期待されています。

(2) 貧困の拡大

日本は世界第 3 位の経済大国でありながら、一人当たりの国民所得は世界の中で順位を落としており、所得格差や貧困が大きな問題となっています。

非正規雇用の拡大や雇い止め問題に起因する親世代の貧困は、教育を受けたくても受けることができない、社会経験の機会を得ることができないといった「子どもの貧困」や「教育格差」問題を引き起こしています。

■全国における子どもの相対的貧困率の推移■



(3) 情報技術の急速な進展

ICT 技術（情報通信技術）は飛躍的に進展し、スマートフォンや SNS の利用、Wi-fi の普及等、私たちの生活においても ICT 技術の活用が浸透しています。

ICT の進化は、人々の日常生活や暮らし方だけでなく、農業・観光・教育・福祉・防災分野など多岐にわたる分野へ導入されています。

(4) 長寿社会の到来とライフスタイルや価値観の多様化

日本は、世界一の長寿社会を迎えています。人生 100 年時代の到来にむけて、健康寿命の延伸や生涯にわたる学習・活躍の機会の提供など、年齢に関係なく生き生きと暮らすことができる社会づくりが求められています。

近年の社会状況の変化や価値観の変化の中で、多様な暮らし方や働き方改革の推進が求められており、世代や性別に関わらず、一人ひとりの個性と能力が発揮できる環境づくりが求められています。

(5) 地方の自立と創生

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、地域経済の停滞に伴う税収の減少などにより、地方自治体の財政状況は厳しさを増しています。そのような中、平成 26 (2014) 年より地方創生の取り組みが本格的に始まっています。「まち・ひと・しごと」分野を一体的に推進し、雇用の場、結婚・出産・子育てに対する希望の実現や地域特性に即した地域課題の解決に住民と行政の協働のもと取り組むことが求められています。

(6) 大規模自然災害の増大

毎年、予測のつかない異常気象が発生する中で、いつ・どこで起こるかわからない自然災害に備えていく必要があります。

しかし、災害時の円滑な避難を支える道路や橋梁、避難地になる公共施設は、整備後、50 年以上経過したものも多く、災害時に機能すべき施設等の破損により被害の拡大が懸念されています。危機管理能力の向上や自助・共助による地域防災力の向上と合わせて、インフラや公共施設の点検及び、適切な維持更新に取り組んでいくことが求められています。

第2部 基本構想

1. まちの将来像

第5次総合計画では「住みたい、住みつづけたい ～川崎町～」をまちづくりの目標に掲げ、施策を推進してきました。今後もこれまでの施策を継承しながら、さらなるまちの発展と魅力を高めていくまちづくりが必要となってきます。

本町は日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに発展しました。石炭産業の発展とともに町には多くの人が集まり、さまざまな歴史や文化が生み出され、現在の町の魅力の基礎が築かれました。これらの歴史・文化は、町の宝としてこれからも守り育てていくものと考えます。

そのうえで、本町の特性や社会潮流の変化、住民ニーズの多様化を踏まえ、「新しい川崎町」をつくっていくことが必要です。町民そして本町に関わる全ての「人」は本町の最も重要な財産です。この「人と人のつながり」を大事にし、思いやりのある優しい心で人を育て、これまで以上に「人」を中心としたまちづくりを進めます。

これらを踏まえ、町民、事業者、町が協働し、これからも住み続けたいと感じられるまちの実現に向けて「新しい川崎町」のめざす将来像を次のとおり定めます。



ReBorn! 川崎町

人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ



※ReBorn: リボーン…生まれ変わる。再生

2. 目標人口

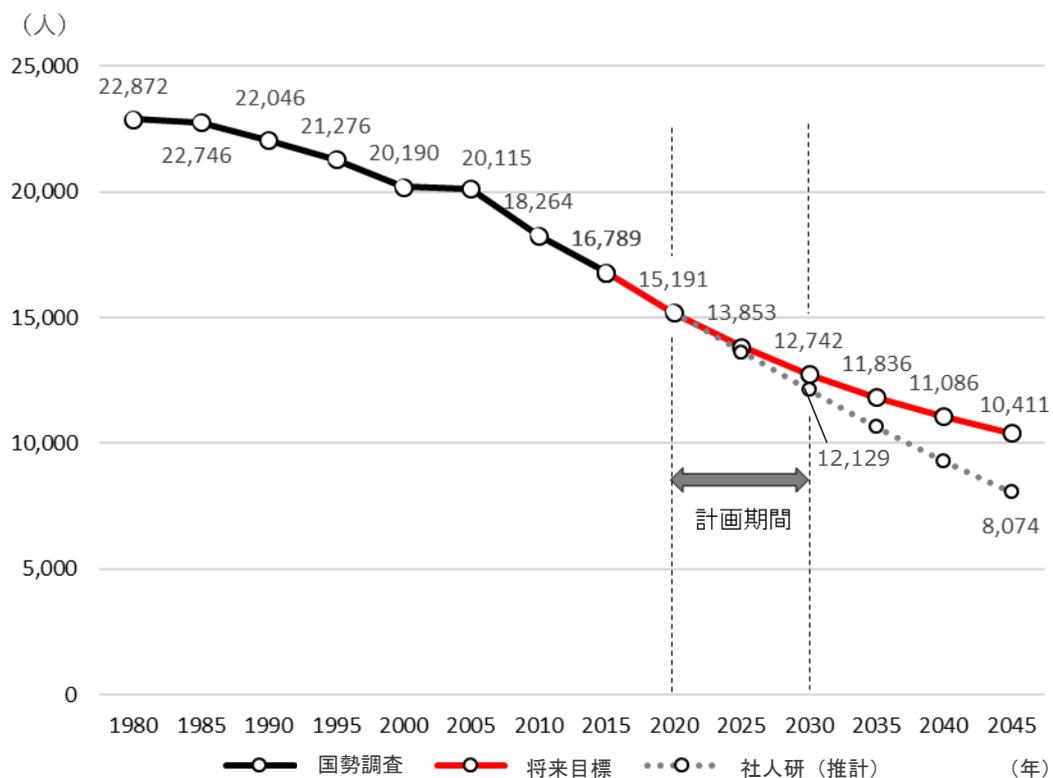
本町の人口は、昭和 30（1955）年には 40,878 人で、田川郡で最多となっていました。

昭和 55（1980）年には、最大期と比べて 18,006 人、44.0%減少し、以後、急激な減少はないものの、減少傾向が続いており、平成 27（2015）年には 16,789 人となっています。

平成 27（2015）年度に人口ビジョンを検討したときには、国立社会保障・人口問題研究所の推計で 9,471 人が見込まれた令和 27（2045）年人口も、平成 27（2015）年国勢調査結果が確定した後実施された推計では 8,074 人まで減少しています。

人口減少が深刻さを増すなかで、平成 27（2015）年度に策定した「川崎町人口ビジョン」で掲げた目標人口を踏まえ、町だけでなく町内 4 つの地区（安真木、田原、川崎、池尻）が健全に地域社会を維持できるように、令和 12（2030）年の目標人口を 12,742 人と設定します。

■人口の動向と推計■



（資料）「社人研：平成 29 年度 国立社会保障・人口問題研究所」
（資料）「国勢調査：各年 総務省統計局」

3. まちづくりの基本目標

将来像の実現に向けた、まちづくりの基本目標を次のように定めます。

人を育む

これからの新たな町づくりには、地域を支える人が鍵になります。住民アンケートや住民ワークショップにおいても、教育や子育て、モラルの向上、保健・福祉など、「人」に関する関心の声が多くあがりました。

そこで、互いを尊重し、**支えあう**環境のなかで、いつまでも**多様な学び**を得ながら成長し、子どもから高齢者まで**健やかに**充実した生活を送ることができる町民を増やすことをめざします。

そのために、学校教育、子育て支援、保健・医療・介護・福祉などを充実させることで、豊かな人を育んでいきます。

暮らしを育む

町からの転出超過が続くなか、将来にわたり川崎町であり続けていくためには、年齢に関係なく本町に住み続けたい・住んでみたいと感じられる環境づくり、実際に住み続けられる環境をつくっていく必要があります。

そこで、美しい自然や**賑わい**のなかで町の環境等を**整え**、災害等に**備え**ながら豊かな暮らしを営んでいくことができる環境づくりをめざします。

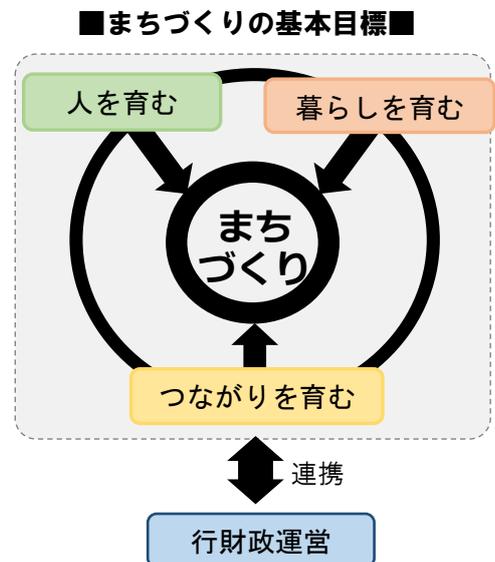
そのために、農業・商業をはじめとした産業基盤の強化、都市インフラの整備、防災力の向上、環境美化などを推進することで、豊かな町民の暮らしを育んでいきます。

つながりを育む

本町の新たな未来づくりを進めていく上では、行政だけでなく町民・事業者、地域コミュニティ等の様々な人々が協働していくことが必要です。

そこで、様々な人々が積極的に地域づくりに参画できるよう、まちづくりに対する機運を高め、町民・事業者や地域コミュニティ等が**関わる**活動を支援していきます。また、町民や事業者が、自分たちの住む町・地域について関心を持ち、地域を支える活動を広く**伝える**取組みを行います。

その他に、関係人口や移住定住者が増えていく環境を**創り**、町民以外の力も借りながら、地域づくりを進めていきます。



2. 重点プロジェクト

3つの基本目標に対してそれぞれ重点プロジェクトを定め、計画期間内に推進していきます。

■重点プロジェクト

| 将来像 | 基本目標 | 重点プロジェクト |
|---|---------|--|
| ReBornー川崎町 人を育み、町を創る。 10年先も住み続けたい町へ | 人を育む | <p>健やかに人を育む 子どもたちは町民の宝です。子どもたちが健やかにのびのびと学習できる環境を整えます。また、子どもたちのみならず町民の誰もが健康で幸せに暮らし続けることが出来るまちをめざします</p> |
| | | <p>重点プロジェクト① 学力向上プロジェクト 目標のある生涯を送るために必要な、自らの力で課題を解決し実行できる児童・生徒が育つ町をめざします。現在実施している土曜無料塾などの事業を拡充しつつ、民間のノウハウを活用するなど新たな学力向上プログラムを検討し、確かな学力を身に着けた児童・生徒を育てます</p> <p>▶ ■KPI■※1 全国学力調査の 平均正答率県平均に向上</p> |
| | 暮らしを育む | <p>川崎町らしい仕事を育む まちの資源を活かした産品や取組を磨き上げ、今後はより付加価値を高め、「稼ぐ」ことの出来る新しい本町の基幹産業を作ることをめざします。また、就業環境の充実や改善に向けた取組を強化し雇用を促進します</p> |
| | | <p>重点プロジェクト③ 「稼ぐ」農業プロジェクト 農作物のブランド化など本町の自然環境や美味しい農産物などを活かした農家の収益拡大の取組みを、継続性のある「稼ぐことのできる産業」に育てていくため、事業継承のほか、事業組織の立ち上げや新規就農者への支援を推進します</p> <p>▶ ■KPI■新規就農者数 5名※2</p> |
| | つながりを育む | <p>町内外の人のつながりを育む 地域の町民や事業者間にある絆をもとに、地域内で顔が見えるコミュニティづくりを進めます。それらの活動や取組を積極的に町内に PR するなど環境づくりに重点的な支援を行い、地域への愛着の心を育て、「住み続けたいまち」をめざします。加えて、さまざまな形で本町に関係をもつ人口を増やし、人の流れを促進していきます</p> |
| | | <p>重点プロジェクト⑤ UIターン等移住推進プロジェクト 「かえってきたい」まちづくりに加え、国籍を問わず「住みたい」「住んでよかった」まちをめざし、移住情報・相談の強化を図るとともに、居住負担の軽減策の検討など、関係人口の移住推進に取り組みます</p> <p>▶ ■KPI■ 5年間の転出超過数</p> |

※1 KPI とは具体的な数値目標を示す

※2 令和 2 (2020) 年～令和 6 (2024) 年の 5 年における KPI

3. SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成13（2001）年に策定されたMDGs（ミレニアム開発目標）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際開発目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

MDGsが主に発展途上国における目標を全面に出していたのに対し、SDGsは発展途上国のみならず、先進国を含むユニバーサル（普遍的）な目標です。

国は、全国の地方公共団体に対し、各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、本計画では、各施策に対応する開発目標を掲げています。

| 国連持続可能な開発目標（SDGs） | | | |
|---|--|---|--|
|  <p>1 貧困をなくそう</p> | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する |
|  <p>2 飢餓をゼロに</p> | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する |  <p>8 働きがいも経済成長も</p> | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
|  <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | 各国内及び各国間の不平等を是正する |
|  <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う |  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
|  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |  <p>12 つくばない、減らさず、循環させる</p> | 持続可能な生産消費形態を確保する |
|  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |  <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  <p>15 陸域生態系保護を推進する</p> | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |  <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 | | |

■施策との対応表

| NO. | 施 策 | 目標1 | 目標2 | 目標3 | 目標4 | 目標5 | 目標6 | 目標7 | 目標8 | 目標9 | 目標10 | 目標11 | 目標12 | 目標13 | 目標14 | 目標15 | 目標16 | 目標17 | |
|-----|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|
| | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | |
| 1 | 学校教育の充実 | | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 社会教育・生涯スポーツの振興 | | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 歴史・文化の継承 | | | | | | | | | | |  | | | | |  |  | |
| 4 | 出産や子育て支援の充実 | | |  | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 人権啓発の推進 | | | |  |  | | | | |  | | | | | |  | | |
| 6 | 保健・医療等の充実 | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 後期高齢者医療制度の充実 | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 高齢者福祉の充実 | | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 障がい者福祉の充実 | | |  | | | | | | |  | | | | | | | | |
| 10 | 社会福祉の充実 |  |  |  | | | | | | | | | | | | | | |  |
| 11 | 農業の振興 | |  | | | | | |  | | | | | | | | | | |
| 12 | 林業の振興 | | | | | | | |  |  | | | | | |  | | | |
| 13 | 商工業の振興 | | | | | | | |  |  | | | | | | | | | |
| 14 | 観光の振興 | | | | | | | |  | | | | | | | | | | |
| 15 | 拠点や施設の整備 | | | | | | | |  |  | | |  | | | | | | |
| 16 | 環境衛生の推進 | | | | | | | | | | |  |  |  |  |  | | | |
| 17 | 町営住宅の整備 | |  | | | | | | |  | |  | | | | | | | |
| 18 | 交通の整備 | | | | | | | | |  | |  | | | | | | | |
| 19 | 道路・水道の整備 | | | | | | | | |  | |  | | |  | | | | |
| 20 | 消防防災の推進 | | | | | | | | | | |  | | | | | | | |
| 21 | 広報等の充実 | | | | | | | | | | | | | | | |  |  | |
| 22 | 地域の魅力向上 | | | | | | | | | | |  | | | | |  |  | |
| 23 | 地域おこしの推進 | | | | | | | |  | | |  | | | | | | | |
| 24 | 健全な行政運営 | | | | | | | | | | | | | | | |  |  | |
| 25 | 広域行政の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |  |
| 26 | 財務状況の改善 | | | | | | | | | | | | | | | |  |  | |